

# 弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

No.15  
2005/8



八王子法律相談センター

## 「より利用しやすい法的サービスを」

弁護士会では一般市民の皆様に幅広くまた充実した法的サービスを提供するために、場所的拡充や時間的拡充を含め、経済的な負担も出来るだけ軽減するような措置を検討しています。

昨年からの立川での法律相談実施もその一環であり、ある程度は皆様のニーズに応えられたものと考えておりますが、皆様の利用状況からしてまだまだ不十分な点があると考えております。

皆様がお気軽に法律相談センターをご利用できるように、弁護士会でもさらに努力をしていくつもりです。皆様も立川と八王子の法律相談センターをお気軽にご利用下さい。また、ご意見などありましたらお聞かせ頂きたいと考えております。

平成17年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター  
運営委員会委員長 松見日出男

発行所

東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒192-0046 八王子市明神町4-1-11 多摩弁護士会館  
Tel(0426) 45-4540・9451 Fax(0426) 45-9419

## 当番弁護士制度について

### もしも、あなたが逮捕されたら…

報告者／弁護士  
須山 改保

ある日、突然、あなたの家族や友人が、酔っ払って見ず知らずの人とケンカになりけがをさせてしまい警察に逮捕された、あるいは交通事故を起こして他人にけがをさせてしまい警察に逮捕された、としたらどうしますか。決して起こりえないことではないでしょう。そして、あわてて警察に駆け付けて、警察官に当分家に帰す訳にはいかないな、とでも言われたら…。こんな時にはとりあえず最寄りの弁護士会に電話してみて下さい。その日のうちに、遅くとも翌日には、弁護士が身柄を拘束しているあなたの家族や友人のもとへ駆けつけます。このように知り合いに弁護士がいなくても、弁護士会に会いに行ってやって欲しいとの依頼があれば、待機している弁護士が、直ちに無料で接見に赴き、身柄を拘束している人（被疑者）の相談に応じる制度を当番弁護士制度といいます。

当 番弁護士制度は、次のような理由で弁護士会が自主財源により発足させた制度です。すなわち、検察官が犯罪を犯したとの疑いのある人（被疑者）を裁判にかけるかどうかを決定するまでの期間（被疑者段階）は、家族との連絡もままならず精神的に追い詰められ、通常は法律的知識のほとんどない被疑者が、被疑者に与えられている各種権利につき十分な告知も受けられないまま、強引な捜査（例えば長時間の取り調べや利益誘導）によりいわれのない自白が強要されたりする等人権侵害がおこりやすいのですが、起訴された後（被告人と呼び名がかかる）には弁護士の知り合

いがいなくとも国費により国選弁護人が選任され被告人の立場を守るのに比べ、あまりにも被疑者の保護が脆弱なことに思いを致した結果生まれたものなのです。東京においては、1992年より運用が開始され、現在においては10,000件以上の出動実績があります。

初回の接見は無料ですが、被疑者が、接見の結果、その弁護士に引き続き弁護人として活動して欲しいと思えば、当番弁護士を弁護人に選任することができます。弁護士費用を支払う資力のない場合は、刑事被疑者弁護援助制度が利用できます。

平成18年からは、一定の重大事件について、同21年度からはほとんどの事件について、被疑者段階においても国費による国選弁護人を選任することができるようになります（いわゆる被疑者国選制度）。このように政府が国費により弁護人を選任しうる制度を導入に踏み切ったのは、当番弁護士による被疑者弁護が一定の成果を挙げていることを無視しえなくなったからでありますが、私の経験からすれば、当番弁護士制度の妙味は、軽微事件において早期の身柄解放を勝ち得、私生活に対する官憲による身柄拘束の与えるダメージを最小限に抑えるところにあるような気がします。その意味で、被疑者国選制度の運用開始後も、まだまだ当番弁護士制度の存在意義はあると思われるのです。

当番弁護士を頼みたい時は、  
**☎03-3580-0082**  
まで御連絡下さい。

## DV被害者のための専門相談のご案内

### 配偶者や恋人からの暴力で悩んでいる方へ

両性の平等に関する委員会 弁護士 真野文惠

東京三弁護士会多摩支部では、平成17年4月1日からDV被害者のための専門法律相談窓口を開設しました。

このDV法律相談窓口は、平成13年DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)が制定され、DV被害者に対する保護の必要性が高まって来ことから、DV被害者を法律面から支援する目的で開設されたものです。

#### DVってどういうこと?

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人からの「暴力」を言います。

「暴力」とは、殴る蹴るといった身体的暴力には限られず、精神的(罵倒、侮辱、無視)、経済的(生活費を渡さない)、性的、社会的(友人等との交際禁止)等、「支配」するための手段は全て含まれます。

#### 法律相談を受ける方法は?

弁護士会多摩支部に電話をして、事務局にDVに関する相談を受けたいと言ってください。事務局が相談担当弁護士を決めて、改めて相談担当弁護士の連絡先をお知らせします。相談担当弁護士に直接連絡して、具体的な相談場所や日時を決めて下さい。

#### どんな人が利用できるの?

配偶者等からの暴力を受けた被害者であれば利用できます。

配偶者といっても、婚姻届を提出している配偶者に限りません。

また、離婚(事実上の離婚も含む)後の「元配偶者」からの暴力も含まれます。

但し、DVの加害者からの相談はDV相談窓口では受け付けていません。DVの加害者は一般的法律相談窓口を利用して下さい。

#### 相談料は?

法律相談料は、30分につき5,250円です(延長15分毎に2,625円)。但し、法律相談だけでは解決せず弁護士が事件を担当する場合には、別途料金がかかります。もし、弁護士に依頼する資力がない場合には、(財)法律扶助協会の援助を受けることができますので、相談担当弁護士に相談して下さい。

#### ドメスティック・バイオレンス (DV)法律相談

八王子法律相談センターに  
「DV法律相談の件」と言って  
お問い合わせください。

☎0426-45-4540

☎0426-45-9451

#### どんな弁護士が相談を担当するの?

相談を担当するのは、DVに関する研修を積んだ弁護士が担当します。

相談員は、DV防止法のほか離婚手続一般にも精通しています。



## 知つておきたい新破産法・個人再生手続

### 破産手続

破産手続とは、債務者が支払不能になった場合に、破産宣告の日時の財産を債務の配当にあてて清算する手続きです。個人破産の場合には破産宣告の後に免責決定を得ることにより破産債権について責任を免れます。

平成17年1月1日施行の新破産法は、破産手続の簡素化、合理化、労働債権者の保護、個人破産者の再生支援等を図りました。新破産法とそれに基づく裁判所の基本的運用について主に個人破産に関わる改正点(紙数の関係で極く一部のみ)を紹介します。

#### 自由財産の範囲の拡張

破産者の再出発を支援するため、破産者が保有できる財産が、20万円以下から金銭等他併せて99万円までとなりました。

但し、現金やすぐに現金化できる財産が20万円以上ある場合には、同時廃止手続ではなく、管財人を付する必要があります。個人管財の場合には通常20万円の予納金が必要になります。予納金は分割も可能です。

#### 非免責債権の追加

故意・重過失により人の生命身体を侵害した不法行為の損害賠償請求権②養育費や婚姻中の生活費などで破産手続開始前に契約によって具体的に発生している請求権③使用者の給料や使用者からの預かり金等が追加されました。

#### 免責手続中の給料の差押など強制執行手続の禁止

以前は免責手続中の強制執行は許されていたため、同時廃止による破産宣告を受けた場合も免責決定確定までの間に給料の差押えがなされるなどして破産者の生活の再建が難しくなるケースがありました。新破産法ではその心配はなくなりました。

#### 勤務先が破産した場合の賃金、退職金の保護

労働債権の保護が強化され、破産開始前3か月間の未払い給料、退職前3か月間の給料に相当する退職金が財団債権になりました。破産会社や破産者に財産があれば、弁済を受けられることになります。

#### 再度の免責申立

再度の免責申立の制限期間が10年から7年に短縮されました。

弁護士 高木 敦子



## 個人再生手続

個人再生手続は、継続的あるいは定期的収入がある個人が、破産になるおそれがあるときや住宅を保持したいという場合に、一定の弁済額を3年乃至5年間の分割で支払う旨の再生計画が認可を受け、再生計画の外の債務の免責を受ける手続きです。なお、住宅ローンは、今まで通りの支払いの他、弁済期間の延長や元本先送りなどが認められることがあります、元金や金利の軽減はありません。

新破産法の成立により、民事再生法も一部変わりました。個人再生に関わる主な改正点について紹介します。

**1** 個人再生の再生債権の上限が3,000万円から5,000万円に変更になりました。

なお、5,000万円の中に住宅ローン債権は含まれません。

**2** 小規模個人再生の最低弁済基準額が変更になりました。

3,000万円以下は従来どおり、基準債権額の20%または100万円のどちらか多い方(但し最大300万円)、3,000万円を超える場合には、その総額の10%となります。

給与所得者等再生の場合には可処分所得の2年分が弁済額になります。可処分所得は、税金・社会保険料・最低限必要な生活費(算出の基準があります)によって算出されます。

**3** 非免責債権、再度の申立の制限期間が新破産と同様に改正されました。



### 破産手続・民事再生手続の代理人は弁護士しかなれません。

書類だけ作成してもらったが、裁判所で調査、書類不備と言われて申立出来なかった、素人判断で解決を難しくしてしまった、という相談があります。

結局弁護士に依頼しなければならず、却って費用も時間もかかってしまうということになりかねませんので、早くに、弁護士に相談してください。



## 管理職の残業手当



弁護士 小林 克信

**問**

「私は、入社3年目ですが、今年の4月から係長になりました。それと同時に、会社から管理職として係長手当を支給するので残業代は支払わないと言われました。しかし、実際は、係長になったために残業、残業の毎日であり、今まで以上に残業が多くなり、

係長手当をもらっても、今までの残業手当よりも少ない金額にしかなりません。会社は、残業代の支払いを節約するために私を管理職にしたように思てなりません。働いた時間に相当する残業代の支払いをしてもらうことはできないのでしょうか。」

**答**

結論から言いますと、あなたの場合は、残業代の支払いを受けることができると思います。

実情としては、管理職に対して、一定額の管理職手当の支払いをするので、残業代の支払いをしなくてもよいと誤解をしている会社が多いのではないでしょうか。就業規則の明文で規定している会社もあります。(私も、担当した事件で、そのような就業規則を見たことがあります。)

しかし、労働基準法上、会社が労働者に対して、残業代の支払いが免除されるのは、法41条に規定されている「管理監督者」などの一定の場合に限られます。法律に反する就業規則は無効です。この「管理監督者」の該当性は厳格に解釈されており、一般に会社において「管理職」と言われている人とは必ずしも一致しません。逆に、会社において「管理職」と言われていても、「管理監督者」に該当しない場合の方が多いかもしれません。

「管理監督者」に該当するか否かは、以下ののような事情を総合的に考慮して、職位

及び資格の名称にとらわれることなく、具体的な勤務内容、責任と権限、勤務態様に即して判断することになります。

第1は、職務の内容や労働条件の決定その他労務管理について、経営者と一体的な立場にあると認められる程の権限と責任を有しているか否かです。

第2は、自己の勤務について、自由裁量を持ち、出社退社時刻について、厳格な制限があるか否かです。

第3は、賃金等の待遇面について、役職者の地位にふさわしい取り扱いがなされているかどうかです。

例えば、レストランの「店長」、書籍販売会社の「販売主任」、イベント会社の「マネージャー職（参事、係長、係長補佐）」らは、裁判例では「管理監督者」にあたらないとされています。

今回の法律相談のケースでも、入社3年目では、経営者と一体的な立場にあるとは言えないと思われますので、残業代を支払わなくてもよい「管理監督者」には該当ないと考えられます。

また、係長手当が支払われているとのことです、役職手当等の支払を残業手当の支払いとして代替できるのは、次の要件が満たされていなければいけません。

①割増賃金部分が通常の労働に対する賃金部分と明確に区別されていることが必要です。

②当該手当が時間外労働に対する対価としての実質を有することが必要です。

③手当の額が労働基準法所定の割増賃金額を上回っている必要があります。

今回の法律相談のケースが、①と②を満たしていたとしても、実際の残業時間に対する割増賃金額が係長手当を超える場合には、その差額を請求することができます。

会社に請求しても支払われない場合は、どうしたらよいでしょうか。その場合は、労働基準監督署(監督官)に、労基法違反を「申告」「告発」等をすることができます。残業代未払いは、労働基準法違反(37条)であり、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が適用される犯罪行為です(119条1号)。さらに、裁判所に対して、訴訟の提起をすることもできます。

もし未払い残業代が、60万円以下の場合には、簡易迅速な裁判として、簡易裁判所の少額訴訟を利用することも考えられます。

不合理と思われることは、あきらめずに弁護士に相談をしてください。

## 離婚時の年金分割制度ができました 弁護士菅井紀子

**法  
律  
コ  
ラ  
ム**

今まで公的年金である厚生年金及び共済年金という被用者年金を妻に分割する制度はありませんでした。つまり、例えば、夫が働き、妻が専業主婦の夫婦が離婚した場合、妻は夫の会社の厚生年金などを分割してもらえませんでした。しかし、それでは、働いている期間が無い専業主婦や短期間しか働いていない人や賃金が高額ではない人は、十分な所得が得られないという問題が以前からありました。そこで、平成19年4月から、年金の分割ができる法律が施行されることになりました。ただ、このような分割の合意ができるのは、平成19年4月1日以降に離婚した場合だけですので、ご注意下さい。また、国民年金は分割の対象にはなりません。

では、どのようにしたら分割をすることができるのでしょうか。年金の分割は、原則として夫婦間の話し合いや調停での話し合いで決められます。話し合いで決まらない時は、家庭裁判所が、審判や裁判で分割割合を決めることができます。

さらに、被用者年金については、扶養されている配偶者は上に書いたような夫婦間の合意や裁判などをしなくとも、保険料を支払ったものとして計算されるという制度もできました。この制度は、扶養されていた期間の保険料は夫婦が共同して払ったという考え方の下から作られたものです。ただし、この制度は平成20年4月1日以降に離婚した場合にのみ利用できるので注意が必要です。

簡単に書きましたが、本当はもっと細かい規定が沢山ありますので、この制度を利用しようと思っている方は、一度弁護士などの専門家に相談をすることをお勧めします。

# 法律相談センターのご案内

東京三弁護士会多摩支部 <http://www.tama-b.com/>  
法律相談をクリックしてください

## 立川法律相談センター

受付は電話予約制です

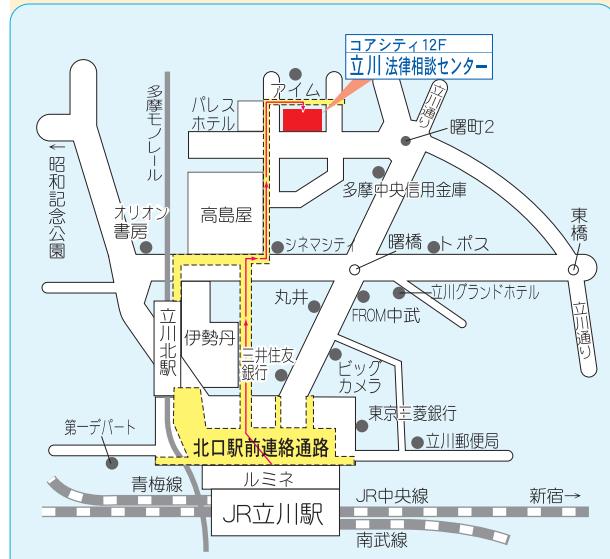
### 受付

月曜日～金曜日(祭日を除く)  
午前9時30分～午後4時30分  
土曜日／午前9時30分～12時

### 相談日

月曜日～金曜日(祭日を除く)  
午前10時～午後3時30分  
土曜日／午前10時～12時

\*専門相談有り、詳しくは  
お問い合わせ下さい



※JR立川駅北口より徒歩5分  
※駐車場がありませんので車での  
お越しはご遠慮下さい

## 立川法律相談センター

〒190-0012  
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F

**042-548-7790**

## 八王子法律相談センター

受付は電話予約制です

### 受付

月曜日～金曜日(祭日を除く)  
午前9時30分～午後4時30分

### 相談日

月曜日～金曜日(祭日を除く)  
午前10時～午後3時30分  
第1・3土曜日／午前10時～12時

\*専門相談有り、詳しくは  
お問い合わせ下さい



※京王八王子駅西口より徒歩3分  
※JR八王子駅北口より徒歩7分  
※駐車場がありませんので車での  
お越しはご遠慮下さい

## 八王子法律相談センター

〒192-0046  
東京都八王子市明神町4-1-11 多摩弁護士会館

**0426-45-4540・9451**